

事例項目	門真市立幼稚園及び認定こども園1号認定児童の利用者負担額の算定誤りについて
事例発生日等	平成29(2017)年4月3日(月)
担当課	こども部保育幼稚園課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①保育幼稚園課は、門真市立幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者に対し、平成29(2017)年3月30日(木)に、平成29(2017)年度4月分から8月分に係る利用者負担額を決定し、翌31日(金)にかけて決定通知書を送付した。</p> <p>②平成29(2017)年4月3日(月)、保護者が来庁し、決定通知書に記載された額について、同封の制度改正のお知らせ内容と異なるとの申し出があった。内容を確認したところ、金額の記載に誤りが判明したことから、謝罪し、後日、正しい金額を記載した通知書を送付する旨を伝えた。</p> <p>③同日、上記の件を受けて、他の該当者の確認作業を開始するとともに、システム業者への連絡を行った。確認の結果、48人分(48世帯)に対し、月額利用料が誤って記載された通知書が送付されていることが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成29(2017)年4月3日(月)、該当者に、順次、連絡して説明及び謝罪を行った。</p> <p>②同月4日(火)付けで誤りが発生した世帯に対し、謝罪文を送付した。【資料No.(2)－75－2】また、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた。【資料No.(2)－75－2】</p>
発生原因	<p>国における幼児教育の段階的無償化の推進に伴い、門真市においても4月分から利用者負担額の軽減を行うこととし、必要となるシステム変更を業者に指示していたが、一部の変更内容が反映されず、また、市も変更指示書に基づき対応されていると過信したため、変更内容について、十分な確認を怠ったことにより、一部の方について利用料が変更されていない通知書が送付されてしまったもの。</p>
再発防止対策	<p>システム変更時及び利用者負担額決定の際のチェック体制の強化を徹底する。</p>
添付資料	<p>【資料No.(2)－75－1】利用者負担額決定通知書の記載誤りについて(お詫び)</p> <p>【資料No.(2)－75－2】報道提供資料</p>